
減らそうごみ つなげよう未来へ 循環型社会をめざして

練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（概要）

第1章 計画の位置づけ

1 法的根拠

練馬区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」第18条の規定により、区が策定する一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものです。

2 対象とする廃棄物

区内で発生および処理するすべての一般廃棄物を対象とします。

3 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、概ね5年ごとに改定します。なお、諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本理念と区民・事業者・区の役割

1 基本理念

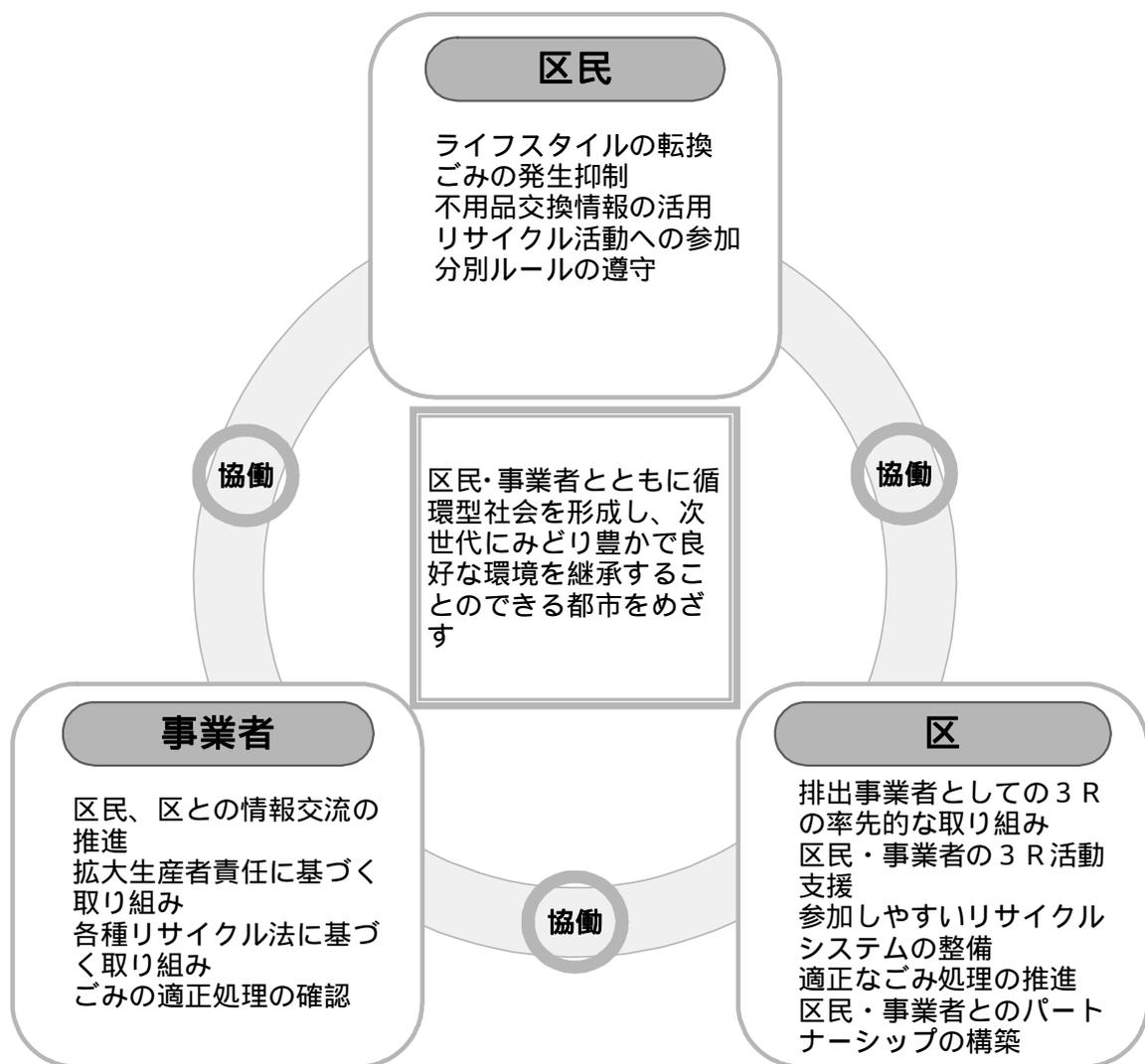
一般廃棄物処理の基本理念は、練馬区基本構想でめざす『10年後の姿』とともに築き『未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬』を清掃・リサイクル分野においてその役割を果たすために、次のとおり設定します。

区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす

2 区民・事業者・区の役割

区では、平成12年の清掃事業移管以来、区民・事業者・区が協働して循環型社会の構築に取り組み、一定の成果を上げてきました。今後は、地球温暖化防止のため、低炭素社会や多様な生物が共存できる自然共生社会の実現も含め、環境問題全体を見据えた循環型社会の構築が必要です。区民・事業者・区は、相互の理解を深め、基本的な役割に基づいて取り組んでいきます。

区民・事業者・区の協働のイメージ図



第3章 計画改定にあたって

1 計画改定の背景

- 平成 20 年には、「循環型社会形成推進基本計画」が改定されました。この計画では、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合を推進することとしています。また、ごみ減量に関する具体的な目標を示しています。
- 「ごみ処理基本計画策定指針」が 15 年ぶりに改定されました。新たな指針では、分別収集区分や処理方法などについて、環境負荷面、経済面などから客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとされています。
- 東京都では、都全域を対象とした「東京都廃棄物処理計画」を改定するため、東京都廃棄物審議会に諮問し、平成 23 年 1 月に「東京都廃棄物処理計画の改定について」が答申されました。答申では、一般廃棄物の最終処分量などの目標値や主要施策の体系を掲げています。
- 区のごみの中間処理（焼却処理、破碎処理）は、23 区が平成 12 年 4 月に設立した清掃一組が行っています。清掃一組では、平成 22 年度から平成 32 年度までを計画期間とした「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

2 一般廃棄物処理の課題

- 循環型社会形成推進基本法でも、発生抑制は最優先の課題となっていることから、今後も、発生抑制を推進することが必要です。
- 平成 21 年度資源・ごみ排出実態調査によると、ごみの中には資源物や分別が不適切なものが含まれています。分別は適正処理の基本であることから、今後も分別協力率を高めることが必要です。
- 区のごみの約 4 割を占める事業系ごみ対策が必要です。
- 清掃・リサイクル事業の実施に際しては、温室効果ガスの排出量を抑制するなど、環境負荷の少ないごみ処理システムをめざすことが必要です。
- 清掃・リサイクル事業の実施に際しては、費用対効果を考慮するとともに、経済的インセンティブも働くような施策を進める必要があります。

第4章 計画の目標と処理体制

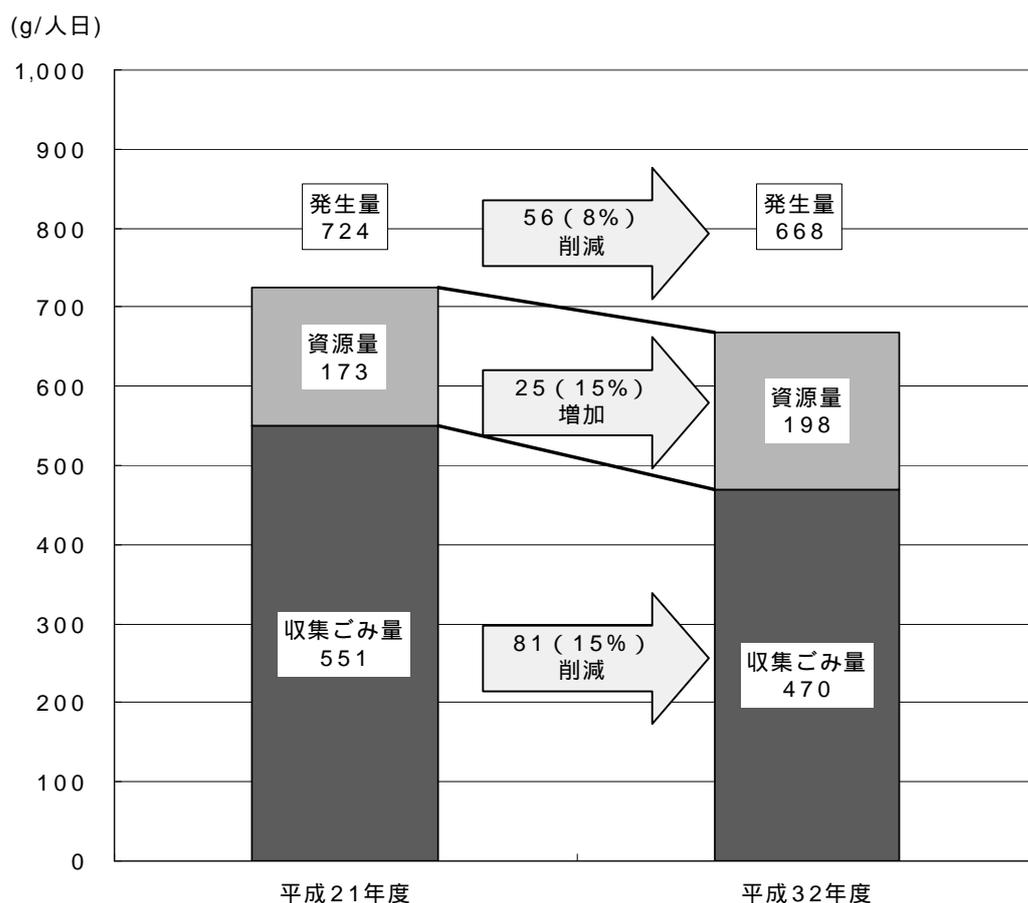
1 前計画の達成状況

平成21年度の実績値は、平成22年度の収集ごみ量の目標値と、平成32年度の発生量の目標値を達成しています。資源量については、平成22年度の目標値を達成していません。

2 数値目標の設定

前計画の目標値の達成状況などを踏まえ、平成32年度の区民1人1日あたりの目標値などを次のように設定します。

- 収集ごみ量は470g/人日をめざします。
- 資源量は198g/人日をめざします。
- 発生量は668g/人日をめざします。
- リサイクル率は31%をめざします。
- 持込ごみ量は25,919tをめざします。
- 可燃ごみ中の資源化可能物等の割合は15%以下をめざします。



第5章 リサイクル推進計画(3R・適正処理計画)

1 基本事項

- 廃棄物の発生抑制を図ること。
- 再使用を再生利用に優先すること。
- 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。
- 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。

2 施策体系の柱

一廃計画の数値目標を達成するために、施策の体系を次のとおりとします。

- ・ 発生抑制の推進
- ・ リサイクルの推進
- ・ 参画と協働体制の推進
- ・ 適正処理の推進

3 取り組み項目

一廃計画の課題解決をめざした「重点的取り組み項目」と前リサイクル推進計画からの具体的な取り組みを引き続き行う「継続する取り組み項目」とに分けて示します。

(1) 重点的取り組み項目

広報・PR活動の充実

- ねりま区報、区ホームページで清掃・リサイクルなどの啓発事業を実施する。
- 外国人向け啓発パンフレットを充実する。
- 町会・自治会などと連携した啓発活動を実施する。
- 照姫まつり、地区祭などの各種イベントで啓発事業を実施する。
- 地域単位の青空集会の実施を、ごみの分別の悪い集積所を対象として充実する。

リサイクルセンター等地域拠点の充実

- 練馬区長期計画(H22～H26)で位置づけている4か所目となるリサイクルセンターの設置を具体的に明らかにし、4館のネットワーク化を構築するとともに、練馬区資源循環センターとも連携しながらご

みの発生抑制やリサイクルのしくみづくりの場となる施設整備をする。

資源回収事業の継続

- 既存の資源回収品目の回収を継続する。
- 新たな資源回収品目の検討を進める。

事業系一般廃棄物の収集・運搬の役割分担の検討

- 区が収集する事業系廃棄物の基準の検討を進める。
- 収集運搬許可業者の活用に関する周知活動を進める。

家庭ごみ有料化の検討

- 練馬区循環型社会推進会議で検討する。

(2) 継続する取り組み項目（主な項目）

廃棄物に関する環境教育・環境学習等の推進

- 区立小学校、区立幼稚園、区立保育園での分別体験や3R学習を実施する。
- 区立小中学校等における廃棄物に関する環境教育の充実を図る。
- 環境クラブ活動の支援や環境作文コンクール事業を実施する。
- 練馬区資源循環センターとリサイクルセンターにおいて、区民・事業者向けの環境学習事業を実施する。

家庭での生ごみの発生抑制・資源化の取り組み

- 家庭での生ごみ減量のために、生ごみ処理機等への購入費助成事業を実施する。

区民のリサイクル活動への支援

- 集団回収事業の参加団体へ物品等を配布する。
- 3R活動を自主的に取り組んでいる団体等への支援を検討する。

事業者のリサイクル活動への支援

- 事業系の資源回収事業の継続と自主回収を促進する。

活動に関する情報提供

- 自主的に取り組んでいる団体を紹介する。

効率的で環境負荷の少ない収集・運搬体制の構築

- 環境に配慮した収集車両の導入やエコドライブを実施する。
- 練馬区都市整備公社などの民間事業者を活用した収集・運搬体制を実施する。

清掃・リサイクル事業にかかる経費の公開

- ごみ処理経費やリサイクル経費を公表する。

施策の体系図（略図）



第6章 一般廃棄物処理の点検、見直し、評価

1 一般廃棄物処理に関する評価

区の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、事業効率を向上させ、また事業の透明化を図るために、毎年、事業の点検・見直し・評価を行うしくみ（P D C Aサイクル）を導入します。

2 環境負荷の低減の評価

ごみ処理は、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に発生する事業であり、低炭素社会と統合した循環型社会を構築するためには、地球温暖化に対する影響を評価する必要があります。そこで、分別回収している『容器包装プラスチック』とごみを減量した場合の二酸化炭素排出量を評価しました。

第7章 生活排水処理

1 生活排水処理の範囲および基本方針

区における生活排水は、公共下水道による処理を基本とし、今後とも引き続き公共下水道の充実に努めます。

2 生活排水およびし尿の処理

公共下水道による処理の原則を堅持し、下水道処理区域内に残存するくみ取り便所や単独処理浄化槽の廃止に努め、生活排水の合併処理の完全普及を目標とします。家庭から排出されるし尿の収集・運搬については、区が実施します。

平成23年3月発行

発行 練馬区

編集 環境まちづくり事業本部 環境部 清掃管理課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 Tel 03-5984-1058(直通)